

債権譲渡担保の偏頗行為否認に関して有害性・不当性が否定されなかった事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和5年9月29日
【事件番号】 令和4年（ワ）第28857号
【事件名】 否認請求認容決定に対する異議事件
【裁判結果】 否認請求認容決定認可（確定）
【参照法令】 会社更生法86条の3・49条
【掲載誌】 金判1690号40頁
◆ LEX/DB 文献番号 25599454

北海道大学教授 山木戸勇一郎

事実の概要

A（更生会社）を中核企業とするAグループは、令和2年7月29日、X（原告）を含む取引金融機関に対し、借入債務（合計約119億円）について令和3年7月末日までの返済猶予を申し入れ、各取引金融機関から返済期限を令和3年7月30日、31日または8月2日に変更する旨の同意を得た。Xからの借入債務に関しては、Aは、令和3年2月頃、Xからの要請を受けて、Aの取引先であるBらに対して、売掛金の入金先をXに開設されたA名義の普通預金口座（以下「本件口座」という）に変更するよう連絡し、その旨の変更を完了させた上で、同年3月19日、返済期限を同年7月30日として、Xから新たに8億円の貸付けを受けた上で（以下、これによりAが負担する債務を「本件貸付債務」という）、Xに対する既存の借入債務を全て弁済するという形で、返済猶予を受けた。

Aグループは、同年7月8日、Xを含む取引金融機関に対して、上記の借入債務について令和4年7月末日までの返済猶予の申入れと返済計画の提示を行った。しかし、複数の取引金融機関から、現状の返済計画には同意できない旨の返答があった。そこで、Aグループは、令和3年7月16日、返済計画の修正案を提示したところ、取引金融機関であるCら5社から、担保提供等を内容とする要請事項に応じることが同意の条件であり、これに応じなければ債権回収（強制執行や担保権実行）を検討せざるを得ない旨の返答があった。また、Xは、同年8月、Aに対し、本件口

座から出金する際は、Xに事前に連絡をし、確認を得る運用をするよう求めた。

Aグループは、Cらからの上記の要請事項に応じることができない見込みが立たないまま、同年10月1日、Xを含む取引金融機関に対して、再度令和4年7月末日までの返済猶予の申入れをした。しかし、大多数の取引金融機関から同意を得ることができなかった。

Aは、令和4年1月27日、Xに対して、本件貸付債務（当時の残額は7億9291万6777円）等を担保するため、令和3年10月28日以降に発生するBらに対する売掛債権（以下「本件売掛債権」という）に債権譲渡担保権を設定した（以下、これを「本件債権譲渡」という）。

Aは、令和4年3月25日、更生手続開始の決定を受けた。Aの管財人であるYは、同年5月13日、Xを相手方として、会社更生法86条の3第1項1号イ（破162条1項1号イおよび民再127条の3第1項1号イに相当）に基づいて、本件債権譲渡について否認の請求の申立てをし、申立てを受けた裁判所は、同年10月14日、これを全部認容する旨の決定をした。

本件は、XがYに対して提起した、上記決定に対する異議の訴えである。争点となっていたのは、①本件債権譲渡の偏頗行為否認の要件（会更86条の3第1項1号イ）に該当するか否かに加えて、②仮に該当したとしても、本件債権譲渡は、既存の担保（Xが本件貸付債権と相殺することの可能であった預金払戻請求権）との付替えであるから、有害性を欠く旨のXの主張の当否、また、③仮に該当したとしても、本件債権譲渡と同時交換的に

本件口座から引き出された金員がAの事業資金として用いられている以上、本件債権譲渡は不当性を欠く旨のXの主張の当否である。

判決の要旨

否認請求認容決定認可。

本判決は、①の争点について、Xは、遅くとも令和3年8月2日の時点で支払不能となり、本件債権譲渡の時点でAが支払不能であったことを認識していたとして、偏頗行為否認の要件の該当性を肯定した上で、②・③の争点について、以下のように判示した。

1 本件債権譲渡は「有害性」を欠く旨のXの主張（②の争点）

(1) 支払停止後の債務負担による相殺禁止（会更49条1項3号）の該当性

「……遅くとも、Aによる同年10月1日の返済猶予の要請は、その時点ではもはや全取引金融機関がこれに応じる蓋然性があったとは認められないものであったというべきであるから、……支払停止に該当するものと認められる。

また、上記返済猶予の要請は全取引金融機関に対してされたものであるから、Xも、これらを受けた時点で、これが『支払の停止』に該当することを知ったものと認められる。そして、Aは、遅くとも令和3年8月2日の時点で支払不能の状態にあった……。

そうすると、遅くとも……令和3年10月1日より後に、本件口座に入金され、Xが負うに至った預金払戻債務は、会社更生法49条1項3号本文に規定する債務に該当するため、同債務に係る預金払戻請求権を受働債権とする相殺は原則として許されない。

そして、……本件債権譲渡時点の本件口座の残高3億2883万0457円は、少なくともその大部分において……令和3年10月1日……の後に入金されて、Xが債務を負担したものである……。」

(2) 「前に生じた原因」に基づく債務負担であることによる相殺禁止の例外（会更49条2項2号）の該当性

「……Xの要請を受けたAは、令和3年2月頃、Bらに対して売掛金の入金先を本件口座に変更するよう依頼したものであるが……、その際、X、

A及びBらの間で、Xの承諾がなければ入金先を本件口座から変更しない旨の約定や本件口座への振込み以外の方法では支払わないことが合意されたものではなく、売掛金の入金先は、AがBらからの了承のみで変更することが可能であったものである……。また、本件口座に入金がされる前の売掛債権自体については、譲渡禁止特約が付されていたとしても、何ら法的な担保に供されていたものではないし、売掛債権が本件口座に係る預金払戻請求権に転化することが確実であったものでもなかったから、X以外の総債権者からみても、自己の債権の引当てとなる責任財産に含まれることを期待するのが合理的である。そうすると、売掛債権の入金先を本件口座に変更したことをもって、本件預金払戻請求権を受働債権とする相殺への合理的な期待をXに生じさせる程度の直接的な債務負担の原因ということではできず、Xにおいて、当該相殺の担保的機能に対する一定の期待を有していたとしても、そのような期待が他の更生債権者との公平の観点から保護に値する合理性を有するものとは認められない。

以上によれば、本件預金払戻請求権に係るXの債務は、XがAにつき支払不能であったこと又は支払の停止があったことを知った時よりも前に生じた原因に基づくものとは認められない。」

(3) 結論

「したがって、Xは、本件債権譲渡の時点において、そもそも本件貸付債権と本件預金払戻請求権の大部分とを相殺することができる地位にはなかったものであるから、……本件債権譲渡が有害性を欠くとは認められない。」

2 本件債権譲渡は「不当性」を欠く旨のXの主張（③の争点）

「……本件債権譲渡後に本件口座から引き出された金員は、いずれも本件債権譲渡時に本件口座内に残存し、又はその後に本件口座に入金されたものであるから、支払不能及び支払停止後にXが負った預金払戻債務に係るものであり、相殺が禁止されていたものである……。また、本件貸付債務につき期限の利益を喪失したとしても、XがAに対して当然に本件口座の預金の払戻しを拒むことができる理由となるものではなく、本件口座の預金は本来Aが自由に処分できるものでなかったとは認められない。そうすると、Xが、本件債権譲渡（譲渡担保権の設定）と引換えに本件口座か

らの引出しを認めたことをもって、Aが本来事業資金として用いることができなかつた金員を利用可能としたものということはできず、同時交換的取引と評価することはできない。」

判例の解説

一 本件債権譲渡の有害性（②の争点）

1 一般要件としての有害性

否認権は破産債権者の利益を実現するための制度である以上、対象行為が破産債権者にとって有害性のあるものであることは、否認権の成立のための当然の前提となる。そこで、旧法下以来、否認権の成立のための一般要件として、対象行為に有害性があることを要すると解されてきている。旧法下においては、(ア)相当対価による不動産の処分行為の有害性、(イ)実質的危機時期後の本旨弁済の有害性、(ウ)担保目的物による代物弁済の有害性、(エ)借入金による弁済の有害性などについて、有害性の有無が議論されていた¹⁾。これに対して、現行法においては、(ア)に関しては、相当対価による財産の処分行為は、原則として有害性を有しないことが明文化され（破161条1項柱書）、また、(イ)に関しては、支払不能後の債務消滅行為も偏頗行為否認の対象となることが明文化されていることから（破160条1項1号柱書本文）、(ウ)・(エ)に関してはなお解釈問題として残されているものの²⁾、有害性の有無が解釈問題となる場面は減少しているといえる。

2 本件のXの主張の意味

Xが本件債権譲渡（債権譲渡担保）に有害性がないと主張しているのは、③AがBらに対して、AのBらに対する売掛金の振込先を本件口座に指定していたところ、⑥Xは、本件貸付債権を自働債権、本件売掛債権の弁済として本件口座に振り込まれた部分にかかる預金払戻請求権を受働債権として、相殺することが可能であったことから、④本件債権譲渡は、実質的に見ると、相殺によって優先回収が可能であった受働債権に債権譲渡担保を設定したのと同視できるため、担保の付替えに過ぎないと評価することができる、という理由によるものと見られる。

現行法下においては、偏頗行為の有害性は、責任財産の減少にその実質が求められる財産減少行為の有害性と異なり、破産債権者間の平等が害さ

れることにその実質が求められると考えられるところ³⁾、無担保債権についての新たな担保の供与は債権者平等を害するのに対して、担保の付替えまたはそれと実質的に同視し得るものであれば債権者平等を害するものではない。そのため、④・⑤を前提とした③の評価を是認することができるのであれば、本件債権譲渡は有害性を欠くという評価もあり得る。

3 相殺禁止規定の該当性

預金払戻請求権を受働債権とする相殺が可能であることを前提とする有害性がない旨のXの主張に対して、本判決は、会社更生法49条1項3号（破71条1項3号および民再93条1項3号に相当）に該当することから、原則として相殺禁止となり、また、同法49条2項2号（破71条2項2号および民再93条2項2号に相当）に該当しないことから、相殺禁止の例外とならないことを理由として、有害性を否定することはできないと結論づけた。

(1) 「支払停止」(会更49条1項3号)の該当性

支払停止は、支払不能である旨を外部に表示する債務者の行為であり、債務者が返済猶予の要請をすることも支払停止に該当し得るものの、合理的な資力回復の見込みを伴う返済猶予の要請であれば支払停止に該当しないと解する見解が有力である⁴⁾。本判決は、令和3年10月1日付の返済猶予の要請について、大多数の取引金融機関がこれに応じる見込みのないものであったことを指摘して、同要請が支払停止に該当する旨を判示しており、上記のような見解に立って、支払停止の該当性を肯定したものであると見られる。

(2) 「前に生じた原因」(会更49条2項2号)の該当性

この点に関する本件の問題を一般化すると、金融機関(甲)の融資先(乙)の債務者(丙)に対して、丙の乙に対する弁済金の振込先を甲に開設された乙名義の口座に指定していた場合において、このような指定（以下「振込指定」という）が「原因」に該当するか、という問題である。この問題については、振込指定が乙・丙間の合意にとどまるものである場合と、振込指定が甲・乙・丙の三者間合意によるものである場合（甲の同意がない限り丙は指定された口座に振り込む方法以外で弁済しないことを合意していた場合）とに分けて、前者の振込指定（弱い振込指定）は、甲に合理的な相殺期待を生じさせるものとはいえないため、「原因」

に該当しないのに対して、後者の振込指定（強い振込指定）は、甲の合理的な相殺期待を直接的に基礎づけるものであるため、「原因」に該当する、と説かれてきている⁵⁾。本判決は、前者の振込指定に属することを主な理由として、「原因」の該当性を否定したものと見られる。

二 本件債権譲渡の不当性（③の争点）

1 一般要件としての不当性

一般要件としての不当性（または相当性）は、仮に対象行為が有害性のあるものである場合であっても、当該行為の目的や動機に照らして破産債権者の利益の侵害を是認することができるときは、不当性のないもの（相当性のあるもの）として否認権の成立を否定することができる、というものである。旧法下においては、不当性の否定される具体例として、（ア）相当対価による不動産の処分行為（一1の（ア）参照）の目的や動機が正当なものである場合、（イ）危機時期後に債務者が新たに金銭を借り入れる際に担保権を設定した場合において、借入金の使途が事業の継続や生活の維持に欠かせないものであるとき、（ウ）危機時期後に偏頗弁済が行われた場合において、それが従業員の給与の支払いや生活の維持のためなどやむを得ないものであったとき、などが挙げられていた⁶⁾。もっとも、現行法においては、（ア）に関しては、相当対価による財産の処分行為は、原則として有害性を有しないが、隠匿等の処分意思を有していた場合は、例外的に否認の対象となるものとされており（破161条1項）、また、（イ）に関しては、新規の借入れと担保の供与が同時交換的に行われた場合は、偏頗行為否認の対象とはならず（破162条1項柱書括弧書）、また、借入金について隠匿等の処分意思を有していない限り、相当対価財産処分行為否認の対象ともならない（破161条1項）ものとされているため、一般要件としての不当性に依拠すべき場面は減少しているといえる。そこで、もはや不当性を否認権成立の一般要件と解すべきではないとする見解⁷⁾も主張されている一方で、破産法秩序よりも高次の法秩序や社会経済秩序に基づいて、破産債権者の利益の侵害を是認するための例外的要件として位置づける見解⁸⁾も主張されている。

2 本件のXの主張の意味

Xが本件債権譲渡（債権譲渡担保）に不当性が

ないと主張しているのは、Xからの承諾を得て本件口座から預金を引き出したのは、債権譲渡担保に供するのと引換えにXから救済融資を受けたのと実質的に同じことである、という評価を前提に、（イ）の場合と同視することができる、という理由によるものと見られる。しかし、本判決は、そもそもXからの承諾なくして本件口座から預金を引き出すことができたことを理由として、Xの主張（の前提）を退けている。

●—注

- 1) 斎藤秀夫＝麻上正信＝林屋礼二編『注解破産法（第3版）（上巻）』（青林書院、1998年）431～438頁〔宗田親彦〕。
- 2) 例えば、（ウ）に関しては、目的物の価額が被担保債権の金額を超えない場合について、有害性を否定する見解（斎藤＝麻上＝林屋編・前掲注1）436～437頁参照）が多数である一方で、担保権消滅許可制度において売得金の一部を破産財団に組み入れることが認められていることから（破186条1項）、有害性を否定することはできないという見解（伊藤眞『破産法・民事再生法（第5版）』（有斐閣、2022年）565頁）も有力である。（エ）に関しては、古くは有害性を肯定する見解が優勢であったが、現在では有害性を否定する見解が優勢となっている（最判平5・1・25民集47巻1号344頁など）。
- 3) 山本克己「否認権（上）」ジュリ1273号（2004年）76～77頁、水元宏典「否認権の意義および性質」山本克己＝山本和彦＝瀬戸英雄編『新破産法の理論と実務』（判例タイムズ社、2008年）245～246頁、才口千晴＝伊藤眞監修『新注釈民事再生法（上）（第2版）』（きんざい、2010年）711頁〔中西正〕。
- 4) 伊藤眞「債務免除等要請行為と支払停止概念」NBL670号（1999年）15頁、および、同・前掲注2）121頁注78で引用されている学説・裁判例。これに対して、規範的評価（合理性）を支払停止概念の要素とすることを批判する見解として、松下淳一「一時停止通知と『支払停止』」伊藤眞先生古稀祝賀（有斐閣、2015年）1059頁など。
- 5) 青山善充「倒産法における相殺とその制限（1）」金法910号（1979年）9頁、名古屋地判昭55・6・9判時997号144頁、名古屋高判昭58・3・31判時1077号79頁など。丙の関与は必ずしも重要ではない旨を主張するものとして、上原敏夫「いわゆる『強い振込指定』について」青山善充先生古稀祝賀（有斐閣、2009年）655頁。
- 6) 斎藤＝麻上＝林屋編・前掲注1）439～442頁〔宗田〕。
- 7) 中西正「いわゆる『不当性の理論』の批判的検討——否認権の根拠論によるアプローチ」島岡大雄＝住友隆行＝岡伸浩＝小畑英一編『倒産と訴訟』（商事法務、2013年）490頁。
- 8) 伊藤・前掲注2）566頁など。